

公募要領

1. 件名

国立大学法人筑波大学 筑波キャンパス内バス停上屋の整備及び維持管理業務

2. 業務の目的、概要

国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）は、筑波キャンパス構内に17箇所のバス停留所を有しており、民間の路線バスがキャンパス構内に乗り入れして当該バス停留所を利用している。

本業務は、バス停留所の利用環境の向上を図るため、バス停上屋の整備及び維持管理を行うものである。

なお、バス停上屋の整備及び維持管理については、設置者が上屋内に掲出する広告の収入をもって行うものとする。

3. 業務の内容

詳細は仕様書のとおり

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争に参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次の（1）～（4）までの参加資格要件を全て満たす者であること。

（1）国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（2）国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。

（3）国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和7年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」で有効な資格を有している者であること。

（4）契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6. 仕様書の交付並びに企画提案書の提出方法等

（1）仕様書の交付並びに企画提案書の提出場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学施設部施設企画課（担当：長島）

e-mail：nagashima.yoshiak.ff@un.tsukuba.ac.jp

TEL：029-853-2273 FAX：029-853-6304

(2) 説明会の開催日時及び開催場所

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

(3) 質問事項の受付・回答

質問事項の受付：上記6（1）に同じ。

質問の受付：令和7年5月21日～令和7年6月13日 17時00分まで
随時受付、全参加者へ回答する。

質問はe-mailで受付・回答を行うので、件名は次のとおりとすること。

送信名：【質問】筑波キャンパス内バス停上屋の整備、維持管理業務

(4) 企画提案書の提出方法

下記の資料を企画提案書として持参又は郵送等により提出すること。

なお、郵送等の場合は、配達証明又は到着日時の記録が残るものを使用すること。

企画提案申請書（別紙様式参照）・・・・・・正1部、写5部、電子データ（CD-R等）

以下の資料を添付すること

- ①令和7年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し
- ②会社概要（会社定款、会社パンフレット、貸借対照表・損益計算書の写（過去3年間分）等）
- ③企画提案書（記載事項は、別紙を参照のこと）
- ④広告料収入及び維持管理等の業務費用（設置工事費等を含む）に係る契約期間中の収支計画
- ⑤審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合はその写し

(5) 企画提案書の作成方法等

- ①用紙の大きさはA4縦、横書きとする。ただし、図表等については、必要に応じA4横又はA3版の折り込みも可とする。
- ②書類は、日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
- ③書類の作成及び提出に係る費用は、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- ④企画提案の内容については、他の企画・提案からの引用及び転載等を禁止する。

(6) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和7年6月19日 17時00分（必着）

提出先：上記6（1）に示す場所。

(7) 企画提案書の無効

- ①企画競争に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書
- ②書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
- ③提出期限までに提出されなかった企画提案書
- ④仕様書で要求した本件業務の要求要件を満たしていない企画提案書

7. 契約期間及び採択数

施設整備期間に共用開始後の15年間を加えた下記期間を基本とする。

- (1) 設計・建設期間 令和7年7月～令和8年3月(予定)
- (2) 維持管理・運営期間 令和8年4月～令和23年3月(予定)

採択数：1件

8. ヒアリングの実施について

提出された一部または全部の企画提案書に対するヒアリングを実施する場合がある。実施する場合の日程は対象者に別途通知する。

9. 契約者の決定及び契約等について

- (1) 応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し審査基準に基づき審査を行い、業務を遂行するために優れた企画提案書を提出した応募者のうち、上位2者を契約予定者として選定し、最上位者を優先交渉権者、それ以外を次点交渉権者とする。なお、審査会において必要があると認めるときは、企画提案書の補足説明資料の提出等を求めるものとする。
- (2) 契約予定者選定後は、遅滞無く企画提案書を提出した全ての者に対して企画提案書の採用の是非を通知するものとし、是の場合は交渉順位も通知する。
- (3) 契約書の作成の要否 要。
- (4) 選考の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合もある。

10. スケジュール

- ①公募期間：令和7年5月14日～令和7年6月19日
- ②質問の受付期間：令和7年5月21日～令和7年6月13日 17時00分まで
随時受付、全参加者へ回答する。
- ③企画提案書の提出期限：令和7年6月19日 17時00分(必着)
- ④審査：令和7年6月23日～令和7年6月27日
(ヒアリングを実施する場合の日程は対象者に別途通知する)
- ⑤選考終了：令和7年6月27日(予定)
- ⑥契約締結：令和7年7月上旬(予定)

11. その他

- (1) 事業実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (2) 当該事業のすべてを再委託はできない。
- (3) 当該事業の一部を再委託する場合、再委託先との明確な責任及び役割の分担を示し、かつ適切に遂行できる企業等を選択するものとし、あらかじめ本学の承諾を得ること。
- (4) 決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることがある。

「国立大学法人筑波大学 筑波キャンパス内バス停上屋の整備及び維持管理業務」
企画提案書の記載事項

1. 業務実施体制

- (1) 業務担当事務所の名称及び住所
- (2) 業務実施体制、担当者の連絡先（電話番号、メールアドレス等）

2. バス停上屋の外観図、設計図（材質等を含む）

3. バス停上屋の整備箇所

【仕様書4項に記載の必須とした整備等箇所以外に、追加で整備する箇所がある場合に記載】

4. 広告を掲出するにあたっての社内の審査基準、審査体制

5. 掲出する広告の例

6. 類似の業務実績

- (1) 広告付きバス停上屋の整備における業務実績
- (2) その他類似の業務実績

7. バス停上屋の整備スケジュール

- (1) バス停上屋の設置工事に係るスケジュール
- (2) 仕様書5項（8）に記載した、バス停上屋の清掃・点検等の保守に係る年間スケジュール及び実施内容

8. その他

【本業務を実施する上で有用な提案がある場合等に記載】

例1：仕様書5項（10）に記載した上屋への掲示物等の設置について、本学が優先的に使用できる掲示板の設置、活用方法（本学学生がデザインした掲示板を採用する）等に関する提案

例2：仕様書5項（11）に記載した、収益の還元方法等に関する提案 など】

(別紙様式)

受付番号※

筑波大学記入欄 (申請者記入不要)

国立大学法人筑波大学 御中

商号又は名称 : _____

代表者職名 : _____

代表者氏名 : _____ 印

国立大学法人筑波大学 筑波キャンパス内バス停上屋の整備及び維持管理業務について、当社は公募要領記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

国立大学法人筑波大学 筑波キャンパス内バス停上屋の整備及び維持管理業務
に関する企画提案申請書

1. 申請者に関する事項			
ふりがな			
商号又は名称			
代表者 役職・氏名	役職名		印又は 署名
	ふりがな		
	氏名		
所在地	(〒 -)		

2. 添付書類
①令和7年度に係る一般競争(指名競争)参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し
②会社概要(会社定款、会社パンフレット、貸借対照表・損益計算書の写(過去3年間分)等)
③企画提案書
④広告料収入及び維持管理等の業務費用(設置工事費等を含む)に係る収支計画
⑤審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し

不足する場合は、記入スペースを増やして記載してください。

◎事務連絡担当者に関する事項

(提案書の内容について、筑波大学から問い合わせることがあるので、実際に筑波大学との連絡窓口となる担当者について記載すること。)

(ふ り が な)	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署 名	
役 職 名	
電 話 番 号 (内 線 番 号)	
F A X 番 号	
E - m a i l	
書 類 等 送 付 先 (団体所在地と異なる場合に記載)	

審査基準

1 選定方法

企画提案書に基づき、筑波大学内に設置する企画選考委員会（以下「選考委員会」）において、書類選考を実施し、必要に応じてヒアリングを実施する。委員は、提出された企画提案書について、提案内容の事項ごとに採点する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関して委託者に追加の説明を求めることがある。

2 選考実施日

令和7年6月23日～令和7年6月27日

3 評価項目

評価項目は次のとおりとする。

《業務実施主体及び業務内容に関する評価》

- (1) 本業務に対する実施体制が十分であるか
- (2) バス停上屋の設計、外観等が適切であるか
- (3) バス停上屋の追加整備に関する提案の有無
- (4) 広告内容（予定）が大学に適したものであるか
- (5) 類似の業務実績を有しているか
- (6) バス停上屋の維持管理・保守は適切であるか
- (7) その他業務に関する提案の有無
- (8) 業務遂行に当たり、経営状況、収支計画は適切であるか

《ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価》

- (9) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有しているか

4 評価基準

(1) 「業務実施主体及び業務内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価区分により5段階評価を行い、各評価項目の配点に当該評価係数を掛け点数をつける。

- ・大変優れている = A（評価係数：1）
- ・優れている = B（評価係数：0.8）
- ・普通 = C（評価係数：0.6）
- ・やや劣っている = D（評価係数：0.4）
- ・劣っている = E（評価係数：0.2）

また、評価項目「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」は、下記（2）により点数をつける。以上を合算したものを企画提案書ごとの得点とする。

(2) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価する。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・プラチナえるぼし認定（※1） = 5点
- ・えるぼし認定3段階目（※2） = 4点
- ・えるぼし認定2段階目（※2） = 3点
- ・えるぼし認定1段階目（※2） = 2点
- ・行動計画策定済（※3） = 1点

※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

○次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・プラチナくるみん（※4） = 5点
- ・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）（※5） = 4点
- ・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（※6） = 3点
- ・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）（※7） = 3点
- ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※8） = 3点
- ・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（※9） = 3点
- ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※10） = 2点
- ・行動計画（令和7年4月1日以後の基準）（※3、※11） = 1点

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の基準に基づく認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※8及び※10の認定を除く。）

※7 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる基準による認定

※8 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 185 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は令和 3 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 3 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条に掲げる基準による認定（ただし、注 10 の認定を除く。）

※9 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、令和 6 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号又は令和 6 年改正省令附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた令和 6 年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる基準による認定

※10 次世代法第 13 条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号。以下「平成 29 年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第 4 条又は平成 29 年改正省令附則第 2 条第 3 項に掲げる基準による認定

※11 次世代法第 12 条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 42 号）による改正後の次世代法第 12 条第 5 項の規定に基づき令和 7 年 4 月 1 日以後に策定又は変更を行ったもの

○青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定

・ユースエール認定 = 4 点

○上記に該当する認定等を有しない = 0 点

5 企画提案の決定

選考委員会の各委員が各々評価した結果の得点合計の上位 2 者を契約予定者として選定し、最上位者を優先交渉権者、それ以外を次点交渉権者とする。ただし、合計得点と同じ場合、再度選考委員会で評価し、順位を決定する。なお、提案した事業者が 1 者の場合でも選考委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。

6 企画提案の変更・修正等

契約の締結にあたっては、企画提案書の内容等について別途協議を行ったうえで、変更・修正を行う場合がある。

なお、仕様書に定めのない事項、もしくは仕様書について解釈上疑義の生じる事項があった場合は、本学と協議のうえ実施するものとする。

「国立大学法人筑波大学 筑波キャンパス内バス停上屋の整備、維持管理業務」評価シート

整理番号	
申請者名	

評価者氏名	
-------	--

評価項目		評価		
1. 業務実施主体及び業務内容に関する評価		配点	評価区分	得点
(1)	本事業に対する実施体制が十分であるか	10		
(2)	バス停上屋の設計、外観等が適切であるか	10		
(3)	バス停上屋の追加整備に関する提案の有無	25		
(4)	広告内容（予定）が大学に適したものであるか	5		
(5)	類似の業務実績を有しているか	10		
(6)	バス停上屋の維持管理・保守内容が適切であるか	5		
(7)	その他業務に関する提案の有無	20		
(8)	業務遂行に当たり、経営状況、収支計画は適切であるか	10		
小 計				

2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価	5	-	
---------------------------	---	---	--

合 計			
-----	--	--	--

1. 業務実施主体及び業務内容に関する評価は、以下の「審査項目の点数化基準」に基づき、評価区分欄に「A～E」を記入すること。

【審査項目の点数化基準】

評価区分	評価基準	評価係数
A	大変優れている	1
B	優れている	0.8
C	普通	0.6
D	やや劣っている	0.4
E	劣っている	0.2

2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価は、審査基準に定める点数をつける。

仕 様 書

1. 件名

国立大学法人筑波大学 筑波キャンパス内バス停上屋の整備及び維持管理業務

2. 業務の目的、概要

国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）は、筑波キャンパス構内に17箇所のバス停留所を有しており、民間の路線バスがキャンパス構内に乗り入れして当該バス停留所を利用している。本業務は、バス停留所の利用環境の向上を図るため、バス停上屋の整備及び維持管理（以下「整備等」という。）を行うものである。

なお、バス停上屋の整備等については、設置者が上屋内に掲出する広告の収入をもって行うものとする。

3. 契約期間

施設整備期間に共用開始後の15年間を加えた下記期間を基本とする。

（1）設計・建設期間 令和7年7月～令和8年3月（予定）

（2）維持管理・運営期間 令和8年4月～令和23年3月（予定）

4. 整備等箇所およびバス停上屋の基数

バス停留所名	基数	備 考
筑波大学中央	2	外 [右] 回り 1 基、内 [左] 回り 1 基
筑波大学病院入口	1	外 [右] 回り 1 基
第一エリア前	2	外 [右] 回り 1 基、内 [左] 回り 1 基
第三エリア前	2	外 [右] 回り 1 基、内 [左] 回り 1 基
合 計	7	

上記に記載したバス停留所の整備等は必須とし、上記以外の箇所について、追加して整備等が可能な場合は、整備等を行うバス停上屋全てについて提案すること。

なお、バス停上屋内に設置された既設ベンチは、引き続き利用するため、バス停上屋の整備にあたり既設ベンチが支障となる場合は、一時撤去等を行い、バス停上屋の完成に併せ再設置すること。

※ 筑波キャンパス内のバス停留所一覧及び既設ベンチについては別紙参照。

5. 業務内容

事業者は、以下のバス停上屋の整備等を行うこと。

- （1）上記4に記載したバス停留所（追加して整備等を行うバス停留所を含む）に設置された既設バス停上屋を撤去し、新たに屋根付きの上屋（以下、「上屋」という。）を整備すること。

なお、事業者は、上屋内に民間企業等を広告主とする広告を掲出できるものとし、掲出にあたっては、広告主との契約に基づき報酬等を受領できるものとする。

- (2) 上屋の材質等は、一般的に使用されるものとし、周囲に調和し、キャンパスの景観形成に資するものとする。また、上屋の大きさは、現状設置されたものと同程度とし、形状は、路線バスの走行、乗車客の昇降等に支障がないものとする。

なお、上屋の整備にあたり既設の大学案内表示板の移設等が必要になる場合は、事前に本学に申し出て承認を得ること。

- (3) 上屋に照明器具を設置すること。その他、提案内容に基づき必要な設備を設置するものとし、これらの設置に係る費用は事業者負担とする。

なお、照明に必要な電源は、近接する外灯等から引込むことができるものとするが、工事にあたっては事前に本学の承認を得るものとし、本学の指示に従うこと。

- (4) 上屋の仕様については、事前に図面等を本学に提出し承認を得ること。

- (5) 上屋の設置用地は、国立大学法人筑波大学財産管理規則に基づき本学が事業者の有償で貸し付けるものとし、事業者は、本学が発行する請求書に従って用地の使用料を支払うものとする。

- (6) 上屋の維持管理費（光熱水費を含む）及び上屋の建物にかかる公租公課は、事業者負担とする。

- (7) 上屋の設置及び支障となる工作物等の切り回し工事等に係る所要経費は事業者負担とする（各種行政手続き等の手続きを含む）。事業者は、上屋の設置に関し諸条件を本学と協議することとし、キャンパスに乗り入れているバス会社と調整を行い、関係行政機関等とも協議した上で各種手続きを行うこと。

また、上屋の整備にあたっては、以下のとおり所管行政庁への届出が必要となるので、事業者において必要な手続きを執ること。なお、届出の時期、手続きの詳細等については、事前に本学と協議すること。

○北地区・中地区・南地区・西地区（病院）

建築基準法第 48 条第 6 項に係る許可申請、建築基準法第 18 条第 2 項の規定による計画通知、その他関連法規に係る届出

○西地区（宿舎）

建築基準法第 86 条の 2 第 1 項の規定による認定申請（一団地認定申請）、建築基準法第 18 条第 2 項の規定による計画通知、その他関連法規に係る届出

- (8) 上屋設置後、年数回程度の上屋の清掃・点検等の保守を実施すること。詳細については、事業者と本学とで、別途協議を行い決定するものとする。

- (9) 上屋に掲出する広告は、国立大学法人筑波大学広告掲載等取扱規則 (<https://www.tsukuba.ac.jp/images/pdf/2017hks24.pdf>) 第 3 条に規定する公告掲載基準を遵守し、大学内に掲出するものとして相応しい内容のものとし、事前に本学の了承を得るものとする。また、本学が広告の修正を求めた場合は、修正に応じること。

- (10) 本学が上屋へ掲示物等を設置する場合、本学からの協議に応じ可能な限りにおいて協

力すること。

(1 1) 毎事業年度、本学へ収支状況を報告するものとし、本業務における総収入から設置費を含めた総業務費を引いた際に利益が生じた場合は、利益の一部を還元することについて協議するものとする。

(1 2) 契約期間終了後、事業者が設置した上屋及び設備は、事業者の負担により撤去し、原状に復するものとする。ただし、本学が承認したときにはこの限りではない。

6. 業務指示

本業務の実施にあたっては、関連する法令等、契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、本学と常に密に連絡をとり、その指示に従わなければならない。

7. 留意事項

(1) 諸般の事情により、整備業務の中止、若しくは大幅なスケジュールの見直しが必要な場合には、本学と事業者間で協議の上、その後の本業務の取扱いを決定する。

(2) 事業者は業務の着手に先立ち、本学と協議し、期限の範囲内で設置等日程を決定し、本学にスケジュールを提出すること。

(3) 本上屋の設置完了後、本学担当職員の確認を受けること。

(4) 上屋の設置に際し、本学の所有物品又は建物等に損害を与えた場合、直ちに担当教職員に連絡し、無償にて補修すること。

(5) 建設中又は運営中の上屋に起因する事故に関し、本学及び第三者への損害の賠償については、誠実かつ速やかに対応すること。

(6) 業務遂行に関して疑問が生じ、本学から追加資料を求める場合は、原則として書面にて本学に依頼すること。

(7) 事業者は、事前に本学の承諾を得た場合に限り、第三者に本業務を再委託することができるものとする。

8. 守秘義務等

(1) 事業者は、本業務の実施にあたり知りえた情報（個人情報含む）を漏えいしてはならない。

(2) 本業務の遂行上、必要がある場合に限り本学が保有する資料の貸与を請求できるものとし、本学は、事業者の要請があり、その必要性を認める場合、原則として要請された資料を貸与するものとする。

(3) 事業者は、前項により資料の提供を受けた場合、適正に提供資料の維持管理に当たらなければならない。万一、紛失又は損傷した場合、事業者の責任と費用負担により保証するものとする。また、本業務が終了した時は、当該資料を直ちに本学に返還しなければならない。

(4) 事業者は、本項の守秘義務を業務従事者に遵守させるものとする。

(5) 本項に定める守秘義務は、契約期間満了後及び解除後においても同様とする。

9. その他

本仕様書に定めのない事項は、両者協議のうえ決定するものとする。

筑波キャンパス内バス停留所一覧

No.	バス停留所名	基数	地区名	備 考
1	筑波大学中央	2	中地区	ベンチ数4基
2	大学公園	2	中地区	ベンチ数4基
3	松美池	2	中地区	(ベンチ設置なし)
4	合宿所	2	南地区	ベンチ数4基
5	天久保池	2	南地区	ベンチ数2基
6	筑波大学病院入口	1	西地区 (病院)	ベンチ数2基
7	追越学生宿舎前	2	西地区 (病院)	ベンチ数4基
8	平砂学生宿舎前	1 1	西地区 (病院) 西地区 (宿舎)	ベンチ数2基 ベンチ数2基
9	筑波大学西	2	南地区	ベンチ数4基
10	大学会館前	2	南地区	ベンチ数1基
11	第一エリア前	2	中地区	ベンチ数4基
12	第三エリア前	2	中地区	ベンチ数4基
13	虹の広場	2	北地区	(ベンチ設置なし)
14	農林技術センター	2	北地区	ベンチ数4基
15	一ノ矢学生宿舎前	2	北地区	ベンチ数4基
16	大学植物見本園	2	北地区	(ベンチ設置なし)
17	TARAセンター前	2	中地区	(ベンチ設置なし)
	合 計	33		

注1 バス停留所におけるバス停上屋の基数は、外 [右] 回り及び内 [左] 回り (各1基) の合計。

注2 筑波大学病院入口の内 [左] 回りのバス停上屋については整備済のため、本事業の対象は、外 [右] 回りのバス停上屋のみとする。